

琉球人遺骨返還、4日提訴／京大に損害賠償も求める

琉球新報 2018.12.02 琉球新報朝刊 24頁 2社 1版 写図表有 (全1,157字)

旧帝国大学の人類学者らが1929年に今帰仁村の百按司（むむじやな）墓から持ち出した遺骨が返還されていない問題で、琉球民族遺骨返還研究会の松島泰勝代表（龍谷大学教授）ら5人が4日、遺骨を保管している京都大学に遺骨返還と損害賠償を求め、京都地裁に提訴する。琉球人の遺骨返還を求める民事訴訟は全国で初めて。

百按司墓は北山王系または第一尚氏系統の墓所と考えられているため、家譜などから第一尚氏の子孫と確認されている2人が原告となる。ほかに琉球民族として松島代表と照屋寛徳衆院議員、彫刻家の金城実さんの3人も原告に加わる。

原告らは、京都大が遺骨を返還しないことで憲法20条の信教の自由が侵害されていることなどを訴える。遺骨返還を求める権利を明記した国連の先住民族権利宣言にも反していると主張する。損害賠償は原告1人あたり10万円を求める。

遺骨は京都帝国大学（現在の京都大）の助教授だった金関丈夫氏が、29年に百按司墓から持ち出したことが分かっている。松島代表らは京都大に情報開示と遺骨返還を求めたが、拒否されたため提訴を決めた。

原告団と弁護団は4日、京都市の京都地裁に訴状を提出し、同市内で200人規模の集会を開く。松島代表は「遺骨の盗掘は国家による犯罪行為であり、日本の植民地主義は未清算だということを訴えたい」と話している。

先住民族が研究目的で持ち出された遺骨の返還を求める動きは近年、世界的に広がっている。アイヌ民族は北海道大学などに返還を求める訴訟を提起し、和解により遺骨を返還させた。

訴えの法的根拠主張

琉球人遺骨返還訴訟で原告団と弁護団は、京都大学に（1）百按司墓の遺骨26体の返還（2）原告1人あたり10万円の損害賠償－を求める。

返還を求める法的根拠は民法、憲法、国際人権法の三つの観点から主張する。民法は遺骨に関する権利が「祭祀（さいし）承継者」にあると規定している。そのため百按司墓とつながりがあると考えられている第一尚氏の子孫が原告となった。

憲法は13条の人格権、20条の信教の自由が侵害されていると訴える。遺骨返還を拒まれたことで自己決定権を侵害され、伝統的な慣習に従って祭祀を営むことができないことも権利の侵害だと主張する。

国際人権法の観点からは遺骨返還の権利が明記された国連先住民族権利宣言のほか、少数民族の権利保護を規定した自由権規約27条を根拠とする予定だ。

損害賠償は原告らが遺骨返還を拒否されたことなどで「精神的苦痛を受けた」と訴える。

裁判を通し、旧帝国大学による遺骨の「盗掘」は1879年の琉球併合（「琉球処分」）以降の政府による植民地政策の中にあつたと位置づけ、植民地主義の検証と先住民族としての琉球人の復権を求める。

本サービスにおける著作権および一切の権利は株式会社ジー・サーチまたはその情報提供社に帰属します。
本サービスの出力結果を複製、複写、出版、販売または第三者に対し配布することは禁止されています。